た平成十六年国共済改正法附則第五条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「一・二五四二九七五」を「一・二四九四九五」を「一・二三七六九五」に、「一・二二四六〇〇」を「一・二一三〇五五」に、「一・二一三九三一」を「一・二〇二四九五」に、「七十二万七千四百六十円」を「七十二万六百円」に、「三万六千三十円」を「三万六千三百七十三円」に、「一・〇〇七六五八」を「〇・九九八一六五」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万八千五百円」を「八万五千八百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万二千四百円」を「十一万千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年九月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　平成二十五年九月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　平成二十五年九月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百六十三号

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（消防長の資格の基準）

第一条　消防組織法第十五条第三項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に一年以上あったものであること。

二　消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に二年以上あったものであること。

三　市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に二年以上あったものであること。

（消防署長の資格の基準）

第二条　消防組織法第十五条第三項に規定する消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に一年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、一年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。

二　消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に三年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、三年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

三　消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に三年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の廃止）

2　市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和三十四年政令第二百一号）は、廃止する。

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

省　令

○農林水産省令第六十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月六日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

別表第三中第百十四号を第百十五号とし、第八十七号から第百十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八十六号の次に次の一号を加える。

八十七　ピルリマイシン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月六日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。